

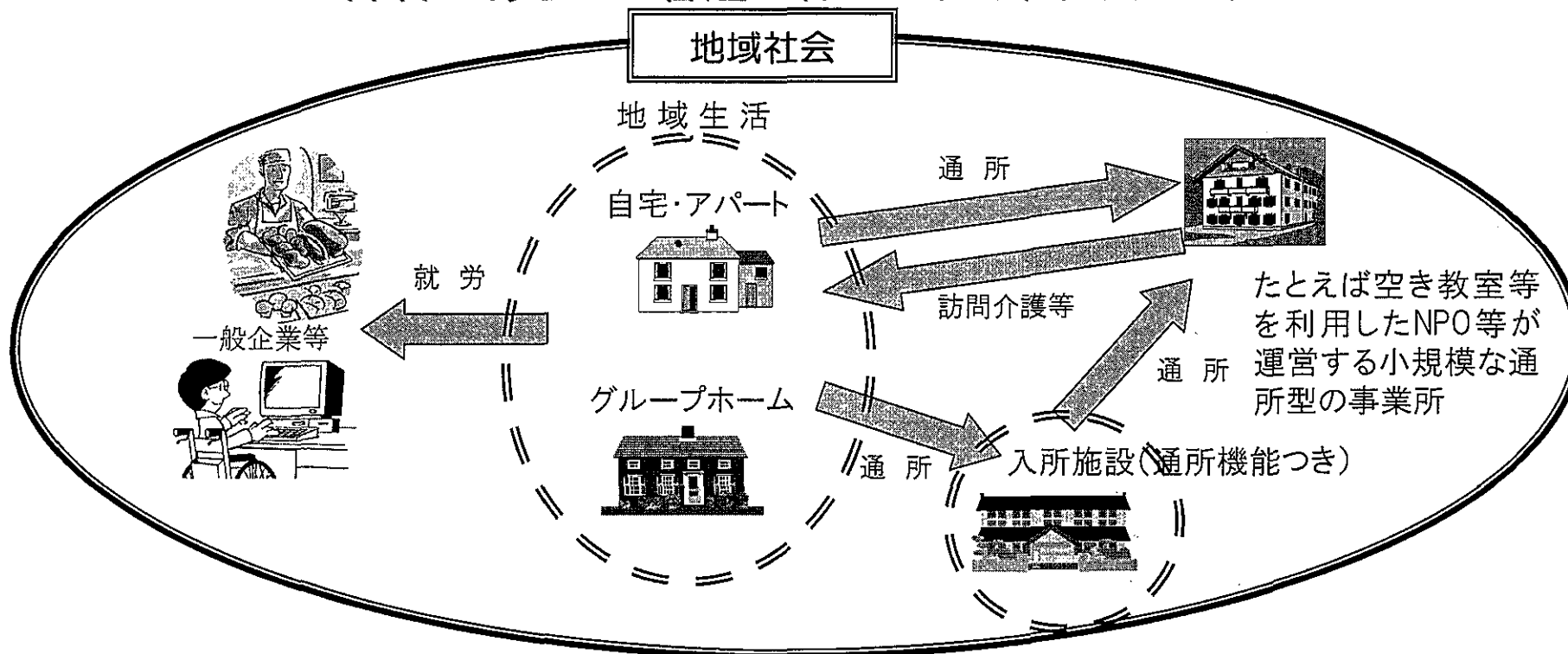
障害者の地域生活移行について

1 障害者自立支援法がめざすもの

- 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり

自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくり～



障害福祉サービス展開の考え方

- 新サービス体系への移行に関する経過措置期間中(平成18年度～平成23年度)のサービス利用者の将来見通しを踏まえつつ、国は基本指針を定め、都道府県及び市町村は障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を進める。

1. 全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

- ・立ち後れている精神障害者などに対するホームヘルプサービスの充実を図り、全国どこでも必要なホームヘルプサービスを保障

2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

- ・小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に日中活動サービスを保障

3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

- ・地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

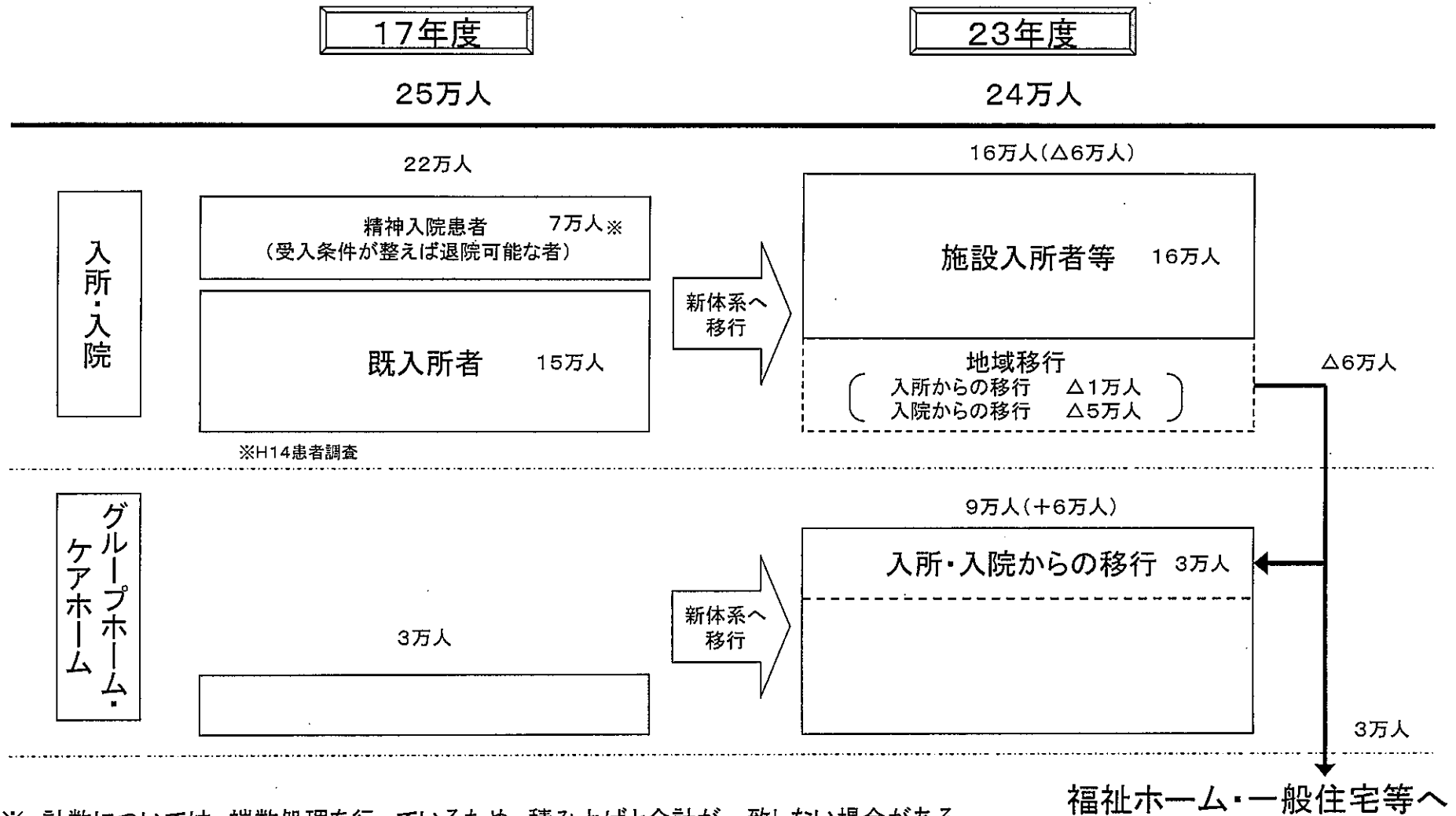
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

- ・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

居住系サービス利用者の将来見通し

<推計の考え方>

- 自立訓練事業等の実施に伴う施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行を推計。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神入院患者の退院促進に伴う利用者数を推計。



※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

2 地域生活移行の現状と各地における取組み

(1) 全国のグループホーム利用者の状況

全国のグループホーム利用者は、平成17年4月に22,160人となっており、平成15年4月から6,325人増加している。(40%増)

人口10万人当たり利用者数を見ると、平成15年4月の12.4人から平成17年4月の17.4人に増加しており、全国の全ての都道府県で増加している。(最も高かったのは岩手県で52.4人)

	H15.4		H16.4		H17.4
知的障害者GH	10,416人	⇒	12,473人	⇒	15,304人
精神障害者GH	5,419人		5,815人		6,856人
計	15,835人 (12.4人)		18,288人 (14.3人)		22,160人 (17.4人)

(備考) ()は人口10万人当たりGH利用者数

(3) 地域生活移行に向けた各地における取組み

【北海道の例】

○知的障害者グループホームの緊急整備(H16~17)

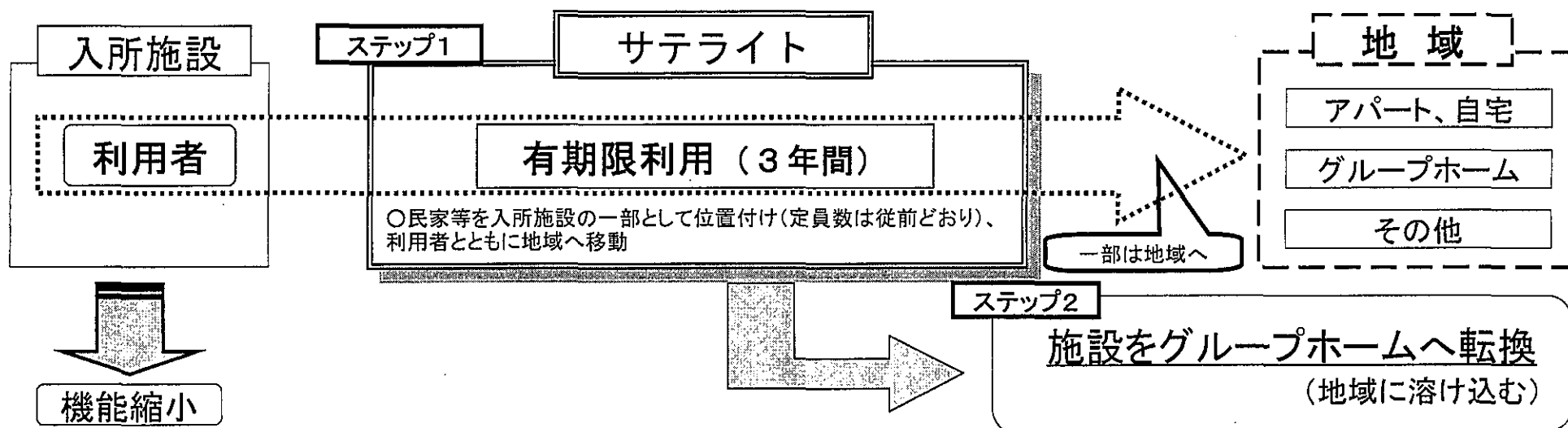
地域生活支援や定員減を行うケースを優先指定

・施設から地域へ 280人移行 ・施設の定員減数 ▲101人

○入所施設の小規模サテライト化

ステップ1 地域の民家等を入所施設の一部と位置付け(定員数は従前どおり)、利用者とともに地域へ移動(サテライト施設) 46人

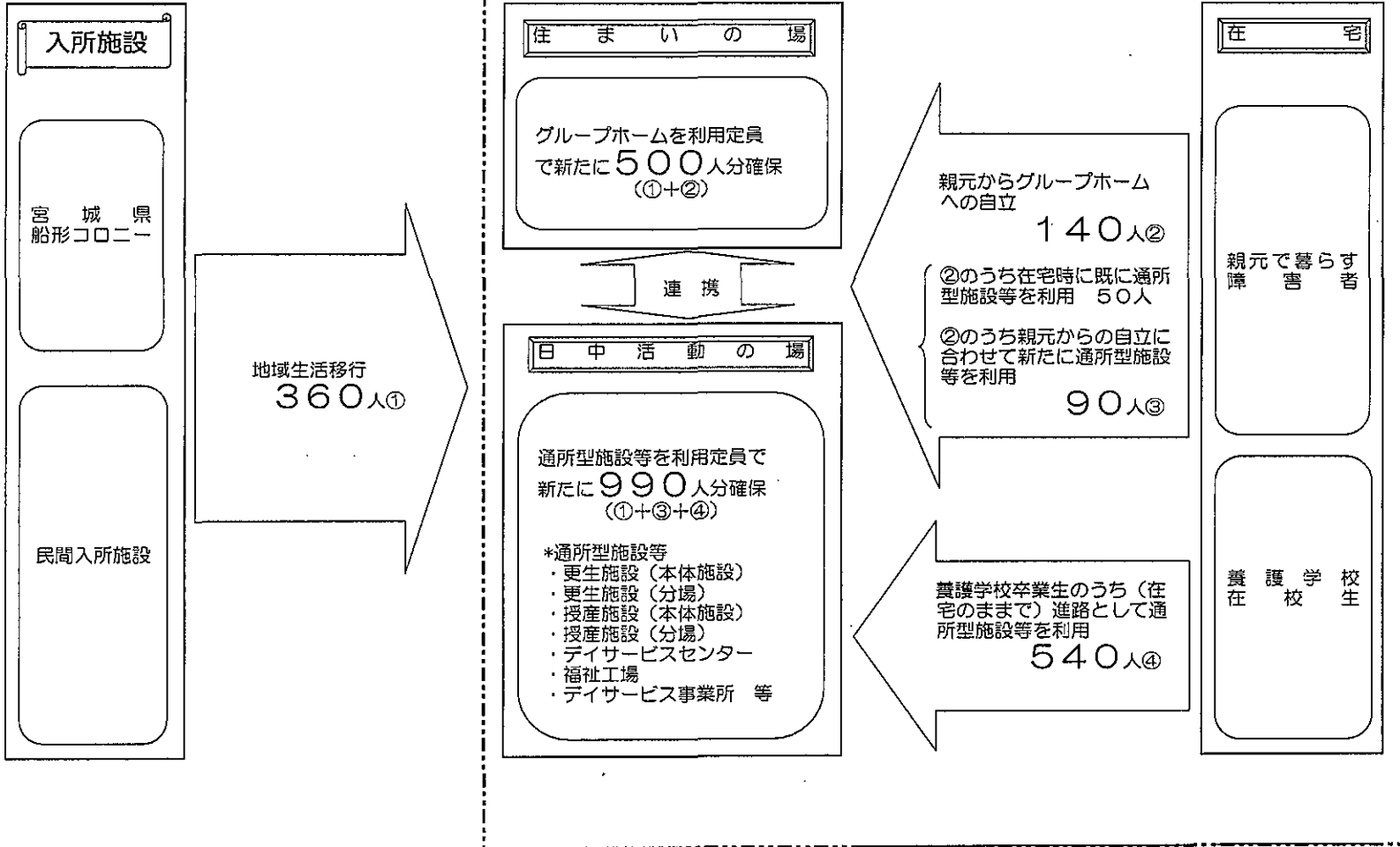
ステップ2 利用者の生活が慣れた段階で、サテライト施設をそのままグループホームに転換(定員減 ▲28人)



【宮城県の例】

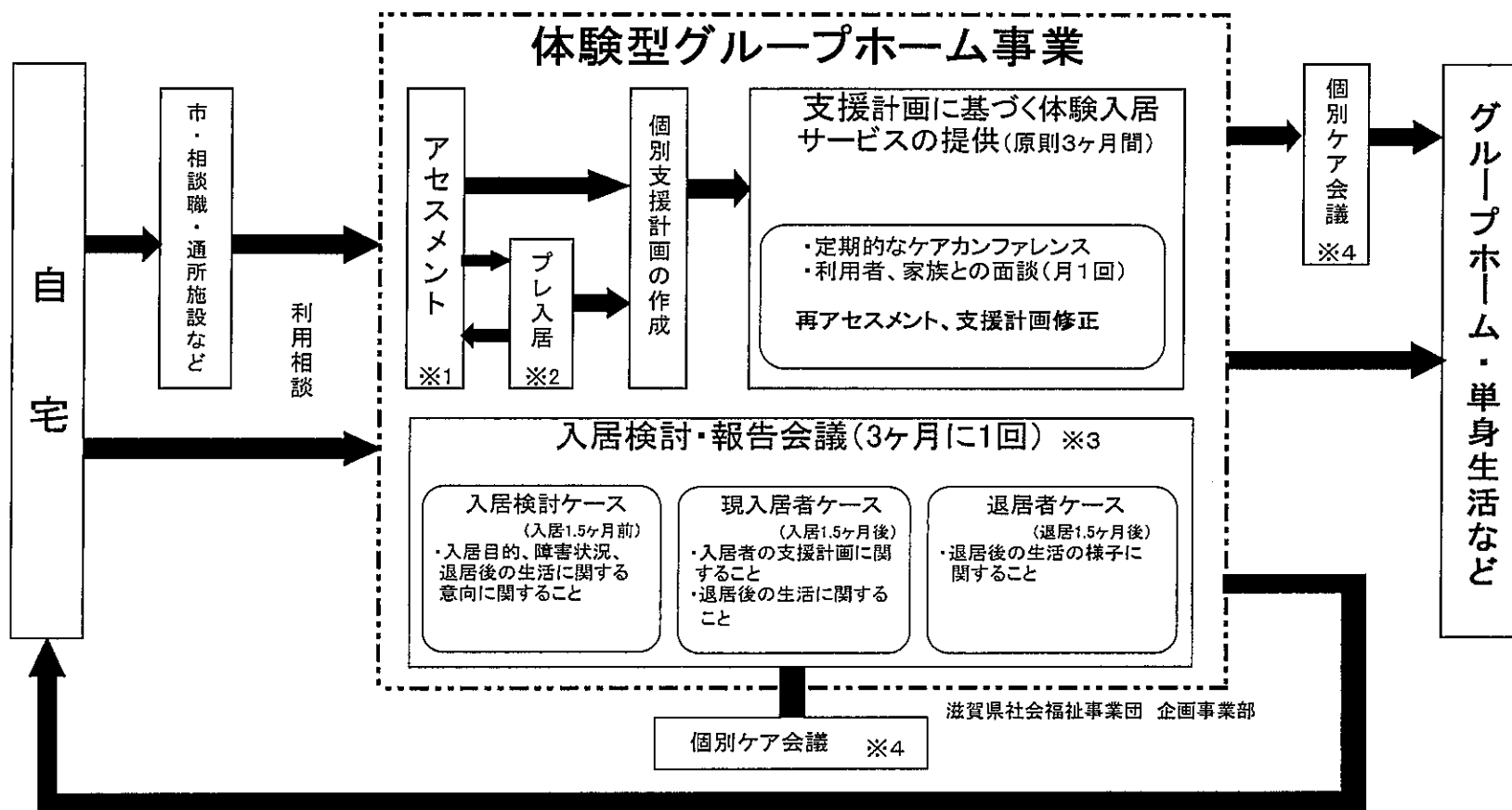
○「地域生活移行支援プロジェクト」実施プランによる地域生活移行の推進

- ・知的障害者グループホーム整備促進事業
- ・知的障害者地域生活移行型施設機能強化事業
- ・重介護型グループホーム支援事業 等



【滋賀県の例】

- サービス調整会議による総合的な地域資源の調整を行い、施設から地域へ年間50人の移行をめざす
- 体験型グループホーム事業により自宅からグループホーム等への移行を推進(モデル事業から全県的な取組みへ)



※1 本人・家族、関係者から健康や日常生活習慣、今後の生活に関する以降など60項目についての聞き取り。

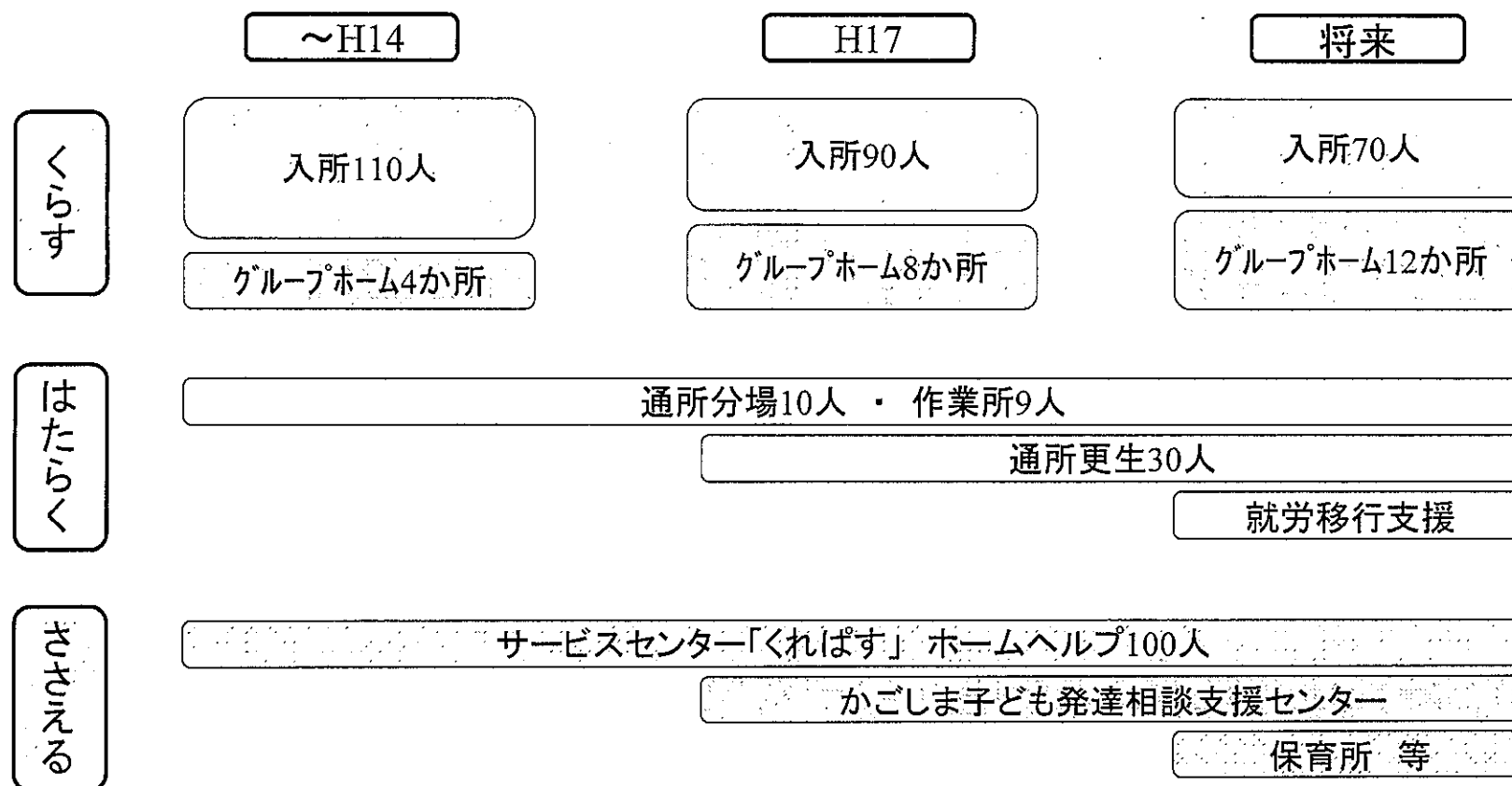
※2 必要に応じて、4泊5日のプレ入居サービスを提供し、利用者の状態像を把握。

※3 会議の主な参加者は、市町村担当者、コーディネーター、ケアマネ従事者、通所施設担当者、事業担当など。

※4 体験入居中の他サービスの併用に関する事、地域自立生活移行へ向けたサービス調整について検討。

【(福)ゆうかり(鹿児島市)の例】

- 障害のある人たちが意欲と自信を持ってより豊かな人生を送ることができるよう「くらす」「はたらく」「ささえる」をキーワードに総合的な福祉サービスを提供する。
- 「既存の入所施設の機能分化」と「スタッフの働き方(意識)の分化」による推進

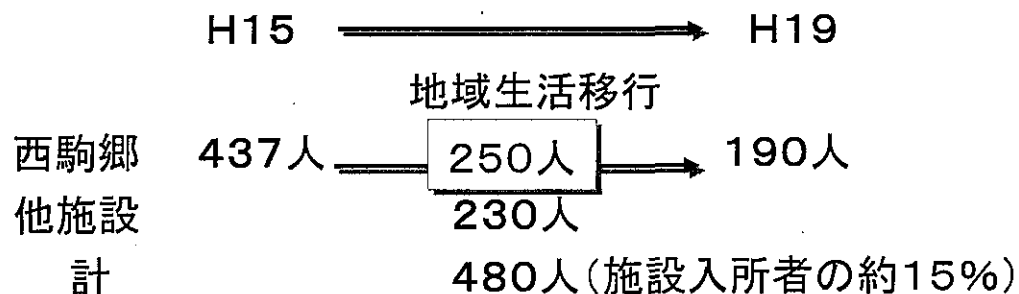


長野県における地域生活移行の取組み

誰にも開かれた社会

性別や年齢、肩書や経歴、国籍や障害の有無に拘らず、生きる意欲を有する人々を分け隔てなく迎え入れ、公正なチャンスが1人ひとりの県民に開かれている長野県

1 西駒郷改築を契機とした地域生活移行の推進



2 サクセスモデルの実現

西駒郷(県立施設)の地域生活移行を進めることにより、

- ① 地域住民の意識を変える より開かれた社会の実現
障害のある方にとって暮らしやすい社会＝誰にとっても暮らしやすい社会
- ② 施設利用者、家族の意識を変える
- ③ 民間施設の取組みを促進

県だけでは実現不可能 ⇒ 市町村・法人等の協力により推進

3 市町村、社会福祉法人、NPO法人等との協働により実現

社会資源を県自らが全県に整備するのは不可能。何といたっても社会資源を作り、フォーマル、インフォーマルなサービスを提供するのは社会福祉法人、NPO法人、任意の団体、そして住民。さらにそれを支援する市町村の協力は不可欠。

社会資源の充実

	H15・4	⇒	H18・4	
① 障害者総合支援センター	34人	⇒	68人	2倍
② 知的障害者グループホーム	38か所	⇒	149か所	約4倍 (うちNPO 28か所)
③ 日中活動の場(通所の定員) (知的障害者通所授産施設、障害者共同作業所等)	2,177人	⇒	2,844人	約1.3倍
④ ヘルパー事業所(障害者)	131か所	⇒	261か所	約2倍

長野県の主な地域生活移行支援施策

本人・家族の心配

相談支援

- 地域に出たら、初めてのことでたくさん相談したいこと（就職や日常生活全般）が起こると思う。今は施設の職員が相談に乗ってくれるけど、施設から出たら誰が頼身になって相談に乗ってくれるのか心配
- 強度行動障害や重い自閉症など、相談できるところが少なく困っている

相談支援体制の整備

- 障害者総合支援センター
3障害のJ-テ ーカーや生活支援J-カ、就業支援J-カを全県域に配置
- 自閉症・発達障害自律支援事業（自閉症・発達支援センター）
自閉症者等に関する療育相談、関係機関等に対する普及啓発及び研修等
- 障害者ケアマネジメント体制支援事業（相談支援従事者研修事業）
- 高次脳機能障害者自律支援訓練事業
生活・就労復帰の訓練。拠点病院と就労支援機関の連携による就労支援

地域に在住

- 現在、入所・入院しているけれど、グループホームに入居し、地域生活をしたい
- 西駒郷には地域移行希望者が多いけど、みんなが暮らすのに十分なグループホームができるのか心配
- 障害が重いので、グループホームで暮らせるか心配
- 小さな町村なので、同じ障害だけのグループホームがつかれない
身体障害者なのでグループホームには入れない

生活の場の整備

- 知的障害者グループホーム施設整備補助
（補助基準等は左下備考参照）（負担割合 県1/2 設置者1/2）
（西駒郷利用者のための特別加算 県2/3 設置者1/3）
- 精神障害者グループホーム施設整備補助
（負担割合 県1/2 市町村1/4 設置者1/4）
- 障害の重い方が地域で生活するためのグループホーム
（運営費の高上げ補助と施設整備補助）→ ケアホーム
・医療的ケアが必要な重症心身障害者のために H16：2か所→H17：2か所
・ナイトケアなど手厚いケアが必要な方のために H16：3か所→H17：4か所
・ケア付きグループホーム運営事業（精神障害者、退院）
- 地域共生型生活ホーム補助事業（障害があっても、お年寄りや難病患者も、住み慣れた地域で自律した生活を希望する方が入居できる）H17：7か所

地域で働く

- グループホームに出たら、昼間は何をやるの？通える通所授産施設や共同作業所があるか心配
- 障害が重い方の日中活動が心配
- 資格を取ったり、就職して収入を増やしたい

就労・日中活動の場の整備

- 施設を退所した方の日中活動の場を拡大するための施設整備補助事業
賃貸物件の改修、通所部創設・増員の改修等
- 障害者ピアサポート事業 当事者活動の支援
- 憩いの家事業 H16：12→H17：18か所
- 共同作業所経営技術パワーアップ事業→福祉的就労の場の工賃アップ
販路開拓・自主製品開発等を支援するJ-テ ーカー等の配置
- 無料職業紹介事業（地方事務所に求人開拓員10人を配置し就業支援します）
- 障害者民間活用委託訓練事業 ← 就業支援W等との連携

地域で暮らす

- グループホームには世話人さんしかいないらしいが必要な支援が受けられるか心配
- 親元を離れ、早く自律した生活を
- 週末など、何をしようかわからず、どうしても家の中に閉じこもりがちになってしまう

その他在宅生活支援

- 知的障害者自活訓練補助事業（数地外自活訓練のための民家改修等を支援）
- 障害者自律生活体験事業
地域の宅幼老所、グループホーム等を利用した1泊2日程度の宿泊体験
- 精神障害者退院支援事業
- 障害者余暇活動支援事業（週末など、家に閉じこもりがちな障害者の余暇活動を提供したり支援する市町村・NPO等を支援）24か所
- 地域生活移行推進員設置事業
民間入所施設の地域生活移行の取組みを支援
- 障害者訪問看護サービス事業（訪問看護サービス・看護師等配置に助成）
- 障害児（者）タイムケア事業
1人300時間、個人の登録介護者宅も対象
- 居宅介護事業

安心して充実した地域生活の実現

（備考） グループホーム施設整備補助事業の概要
○補助基準額（=157,800円/㎡×23.3㎡×入居者数）
（例）4人の場合 基準額14,706,960円 補助額7,353千円（補助率1/2）
補助額9,804千円（補助率2/3）

推進体制・社会資源を充実させるために

○地域生活移行推進体制

県 庁 障害福祉課・障害者自律支援室

西駒郷 地域生活支援部(西駒郷における地域生活移行推進本部)
社会福祉事業団地域移行推進部(GH・自活訓練等の設置・運営等)

各圏域 障害保健福祉圏域調整会議(→自立支援協議会)の活用
県、市町村、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、教育、雇用、保健医療
相談支援事業者(障害者総合支援センター) 等

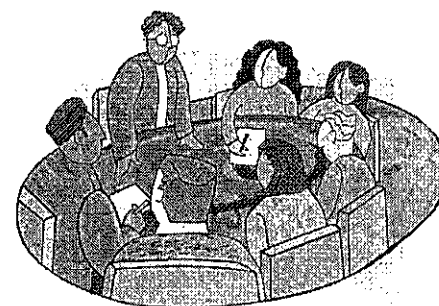
○民間法人等との協働

陳情・要求型から協働型へ

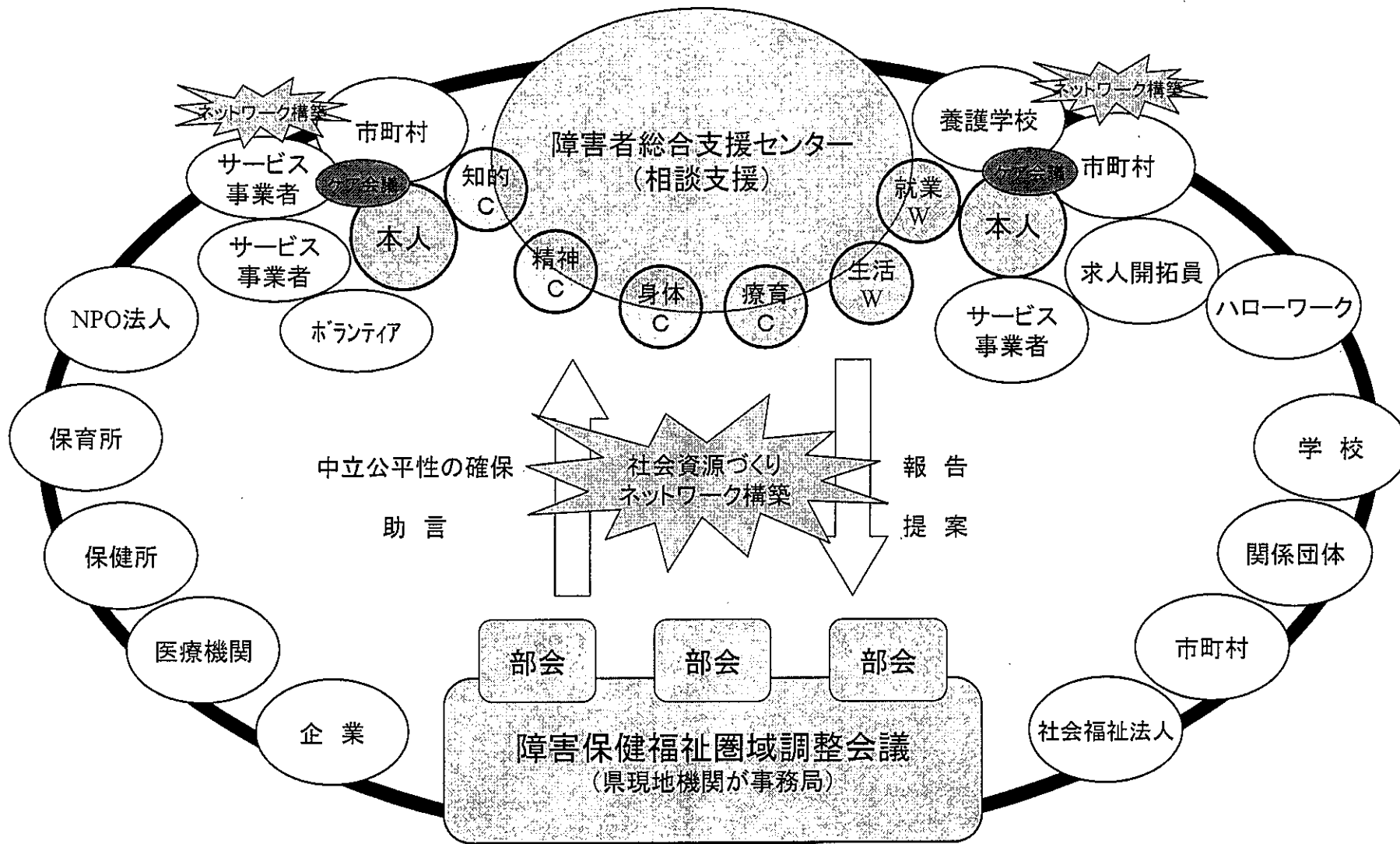
① 基本構想策定委員会ワーキンググループ

地域の実践者、民間施設から、西駒郷職員から公募
地域生活移行に有効な実践アイデア → 県の施策

② 県民参加の政策提言事業



圏域の相談支援体制の構築と社会資源づくり



地域生活移行の進め方の基本

- 1 本人の意思の尊重
地域生活の丁寧な情報提供と正確な聴き取り
- 2 家族の理解
家族に対する意向調査と不安解消
- 3 多様な移行ルートを用意
一人ひとりの希望に応じた移行プログラム
- 4 再入所の確保
地域生活移行に多くの方がチャレンジできるように
- 5 西駒郷以外の方の地域生活支援の視点
全県域で社会資源の整備
- 6 地域への啓発活動
ひとつのグループホームをつくるのが最大の啓発活動

本人の意思の尊重と家族の理解

- 1 本人の意向が基本、正確に聴き取ることが重要。
 - 分かり易い情報の提供を繰り返し行う。(ビデオ、見学、体験、仲間からの情報提供、支援する職員の知識と実践)
 - 聴き取りには時間が必要 → 揺れ・ぶれを超えるための時間
 - 聴き取りが困難な障害の重い方
- 2 家族の不安を解消することも大切な要素
 - 定期的に入所者の地域生活移行の状況を知らせる。
 - 地域生活移行した方のご家族に語ってもらう。
 - 安心感を醸成するためにグループホーム等の見学ツアーを開催。
(話だけでなく、GHや自活訓練の現場を見てもらう)
 - 地域生活に馴染めなかったときの再入所の確保
 - 援護の責任を一方的に家族に転嫁することなく社会全体で支える。
 - 画一的、強制的な進め方はしない。
 - 家族支援も必要。家族の個々に責任ある相談体制をとる。

本人の希望は当てにならない。いいことを並べられればそっちに傾く。

20年以上施設で生活している。うちの子が施設以外で暮らせるわけがない。

やっと入所できたのに。

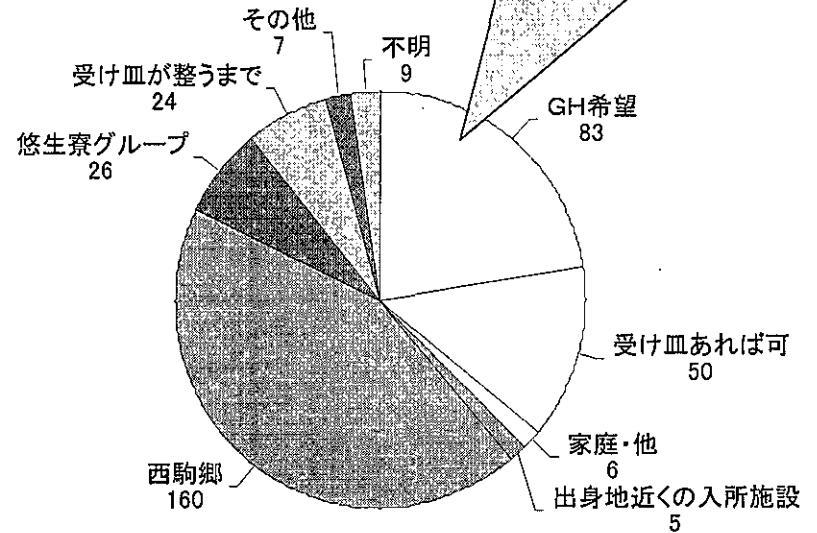
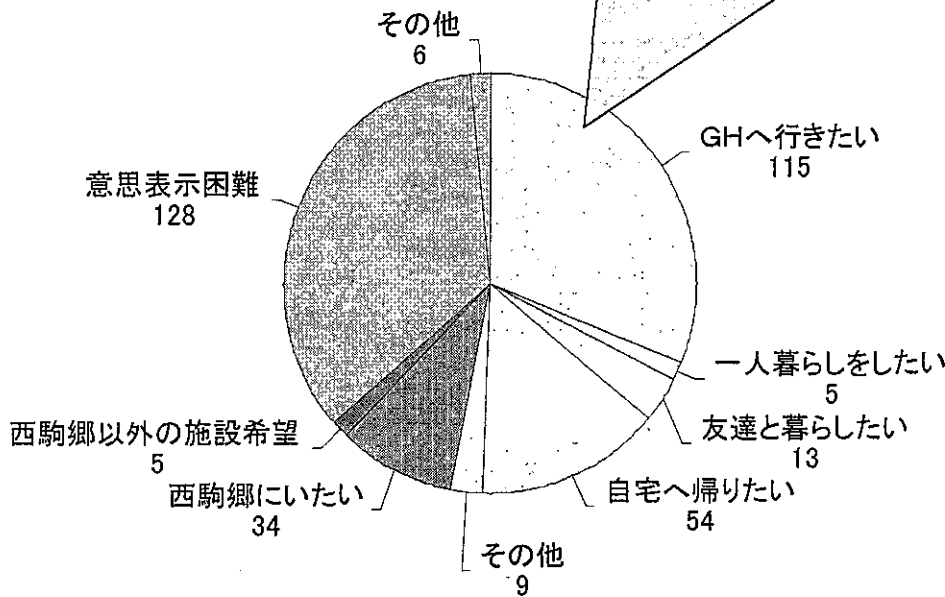
地域生活への移行を決めるのは私。

聴き取り調査のまとめ
370人の調査(本人の意向) H16.11

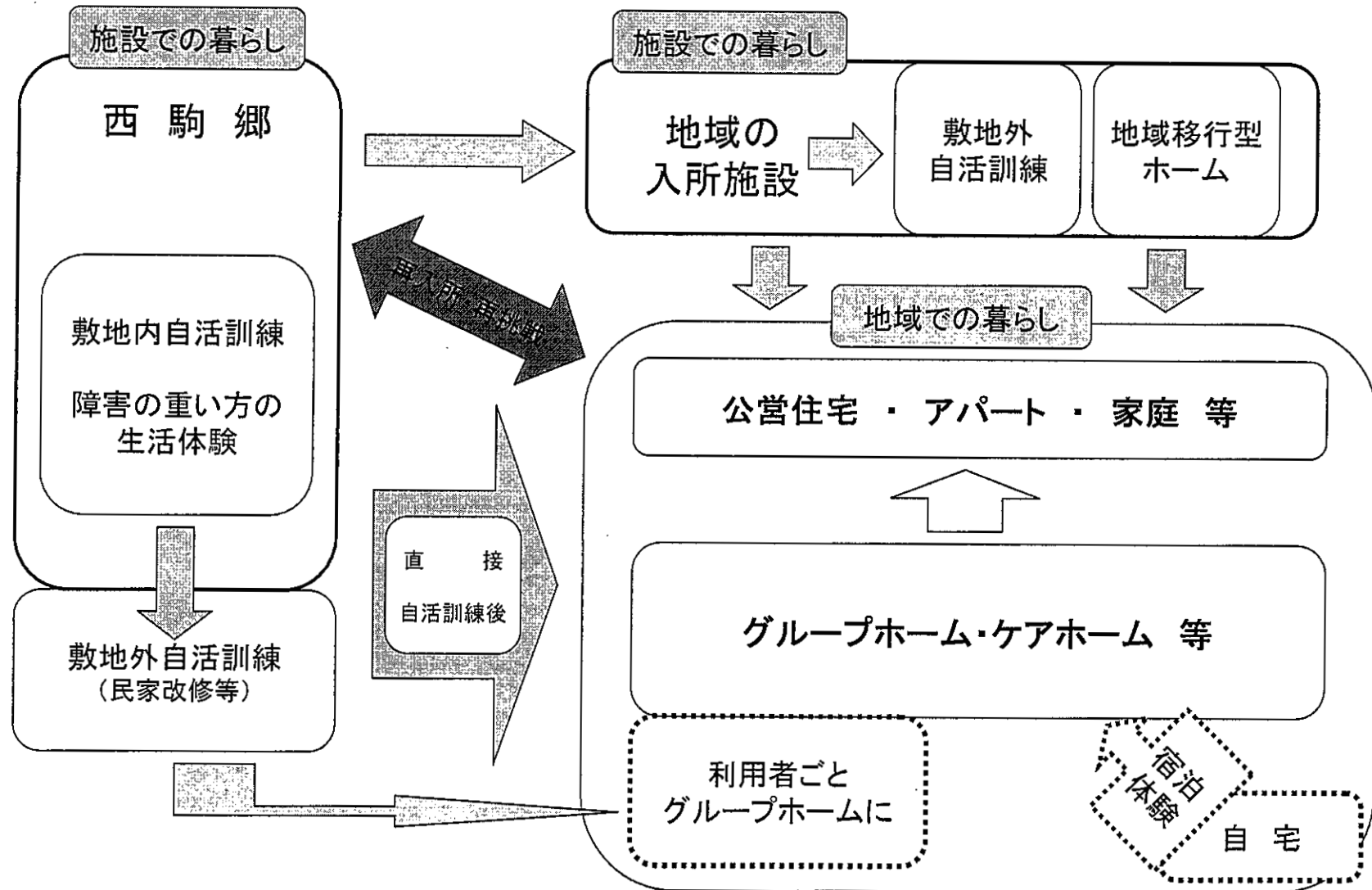
聴き取り調査のまとめ
370人への調査(家族の希望) H16.11

言語の意思表示が出来る人=60%の内、
約80%(全体の53%)196人が
脱施設を希望
(内、グループホーム希望133人)

・家族が希望する地域生活移行数は
約36%(143人)
・本人と家族の意向・希望が
一致は 約32%(117人)



多様な移行ルートを用意



地域生活への移行ステップ



グループホームの設置情報・調査
 (計画・予算・地域環境等)
※県現地機関・市町村・相談支援事業者等も調査等に参画

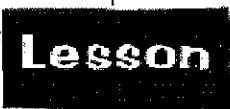
情報提供(本人・家族)



入居条件・日中活動条件
 地域生活環境等、調査資料・写真

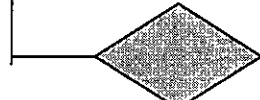


地域移行調整会議



現地見学・生活体験

本人選択

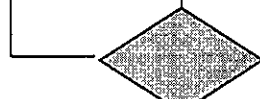


自己決定(内定)

移行実施



地域移行ケアプラン
 (土日の活動等)



自己決定(退所手続き・移行決定)

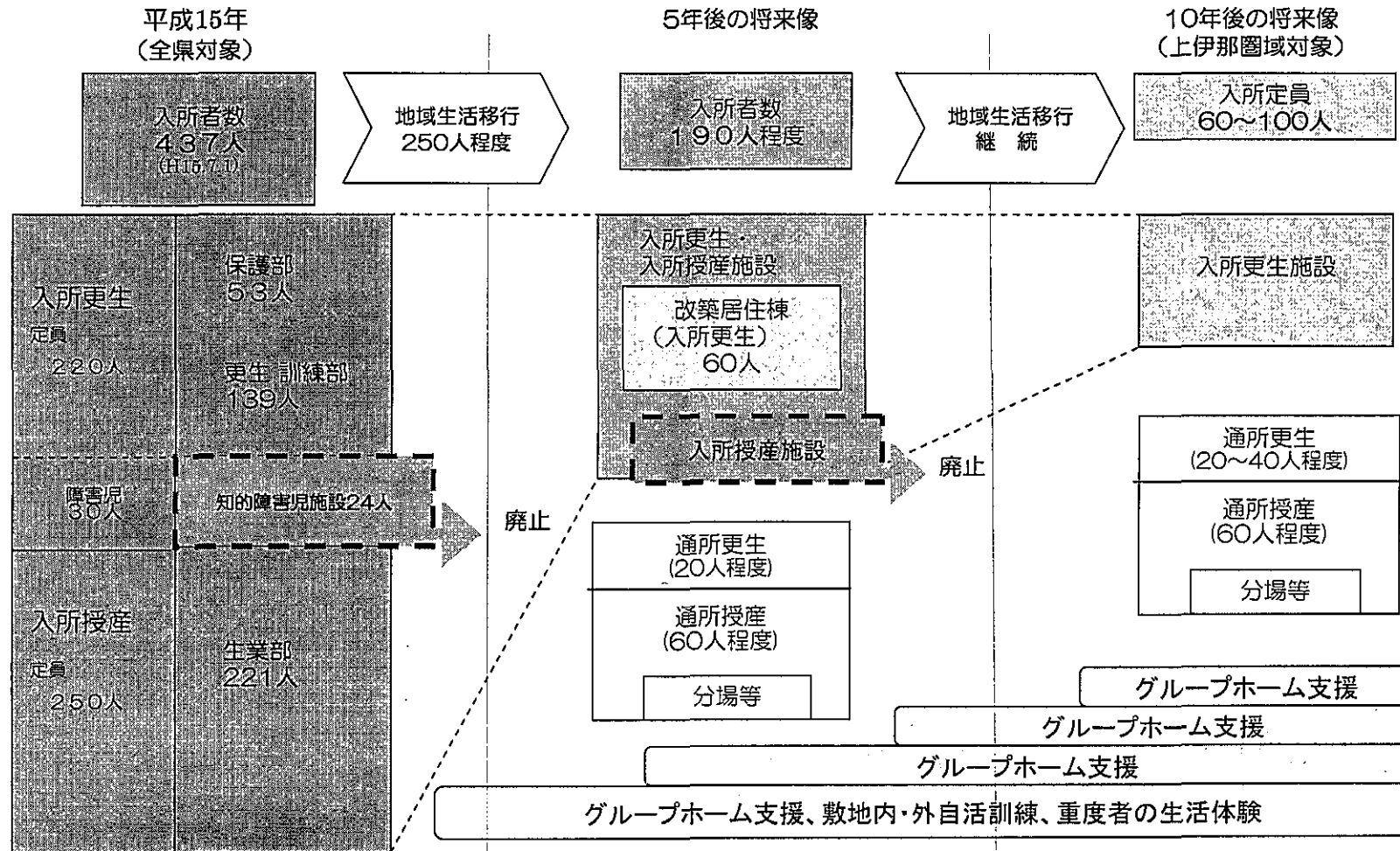
再評価



モニタリング

施設支援から地域生活支援への転換

【西駒郷基本構想の実現】



西 駒 郷 利 用 者 等 の 地 域 生 活 移 行 の 状 況 に つ い て

1 西駒郷退所者の状況

年 度		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
						18・4・17現在	19・4・1予定
西駒郷基本構想による 地域生活移行計画者数		/	32	65	65	50	
地域生活 移行者	グループ ホーム	人数 11	24	66	52	5	50
		か所数 2か所	7か所	27か所	24か所	2か所	25か所
	アパート・生活寮	2	3	2	1		
	家庭	4	2	3	3		
	小 計	17	29	71	56	5	50
	他 施 設	5	5	6	9		
そ の 他	3	1	4	2			
計	25	35	81	67	5	50	
利用者数		15年4月1日現在	16年4月1日現在	17年4月1日現在	18年4月1日現在	18年4月17日現在	19年4月1日現在
		441	406	326	261	256	211
西駒郷基本構想で想定 していた利用者数		-	405	340	275	-	225

※平成16年5月 1人再入所
※平成17年5月及び8月 2人再入所

2 地域生活移行者の日中活動の場

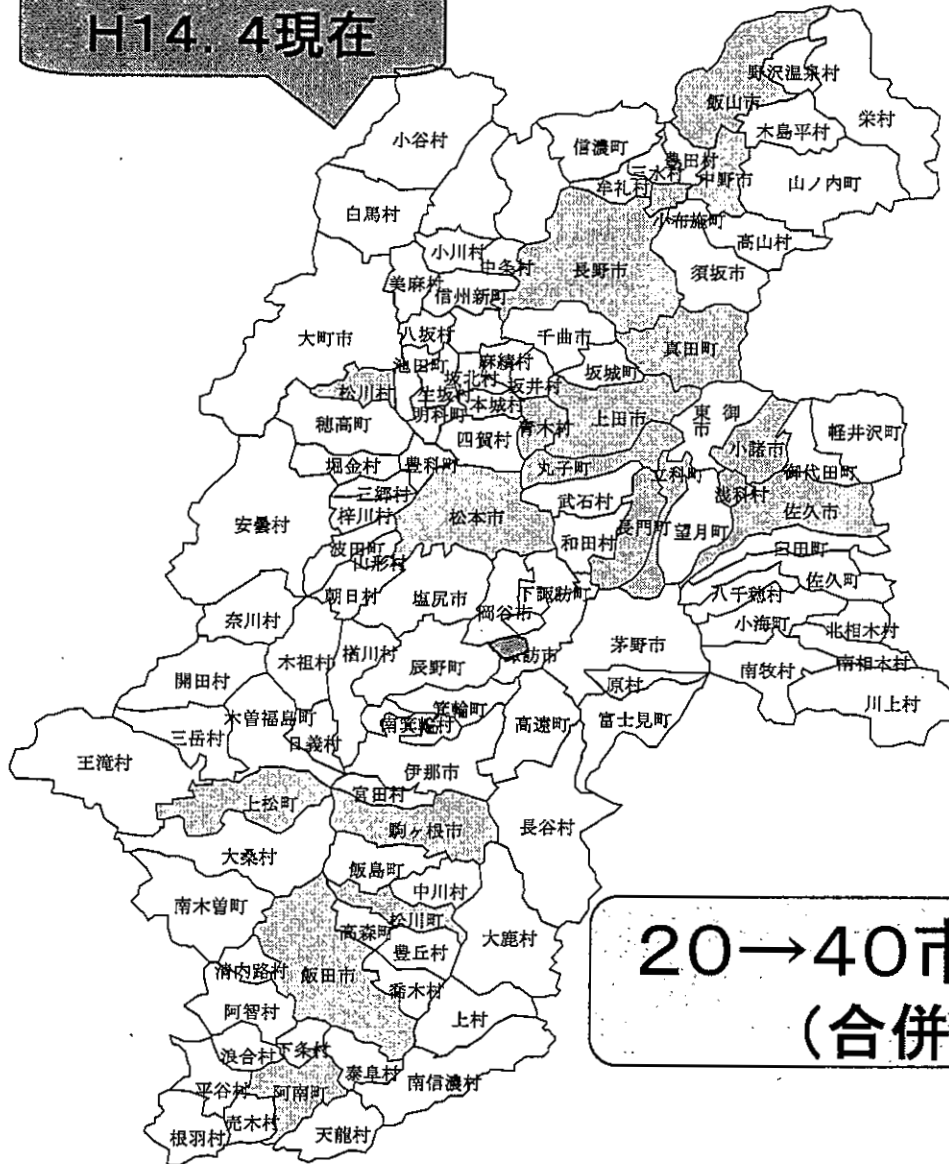
区 分	人 数
就 職	30
共同作業所	47
通所授産施設	57
通所更生施設	22
社協手伝い	5
デイサービス	5
宅幼者所手伝い	3
社会就労センター	2
福祉工場	1
ホーム内作業	3
家事手伝い	2
家 居	1
計	178

3 県内の入所施設からの地域生活移行の状況

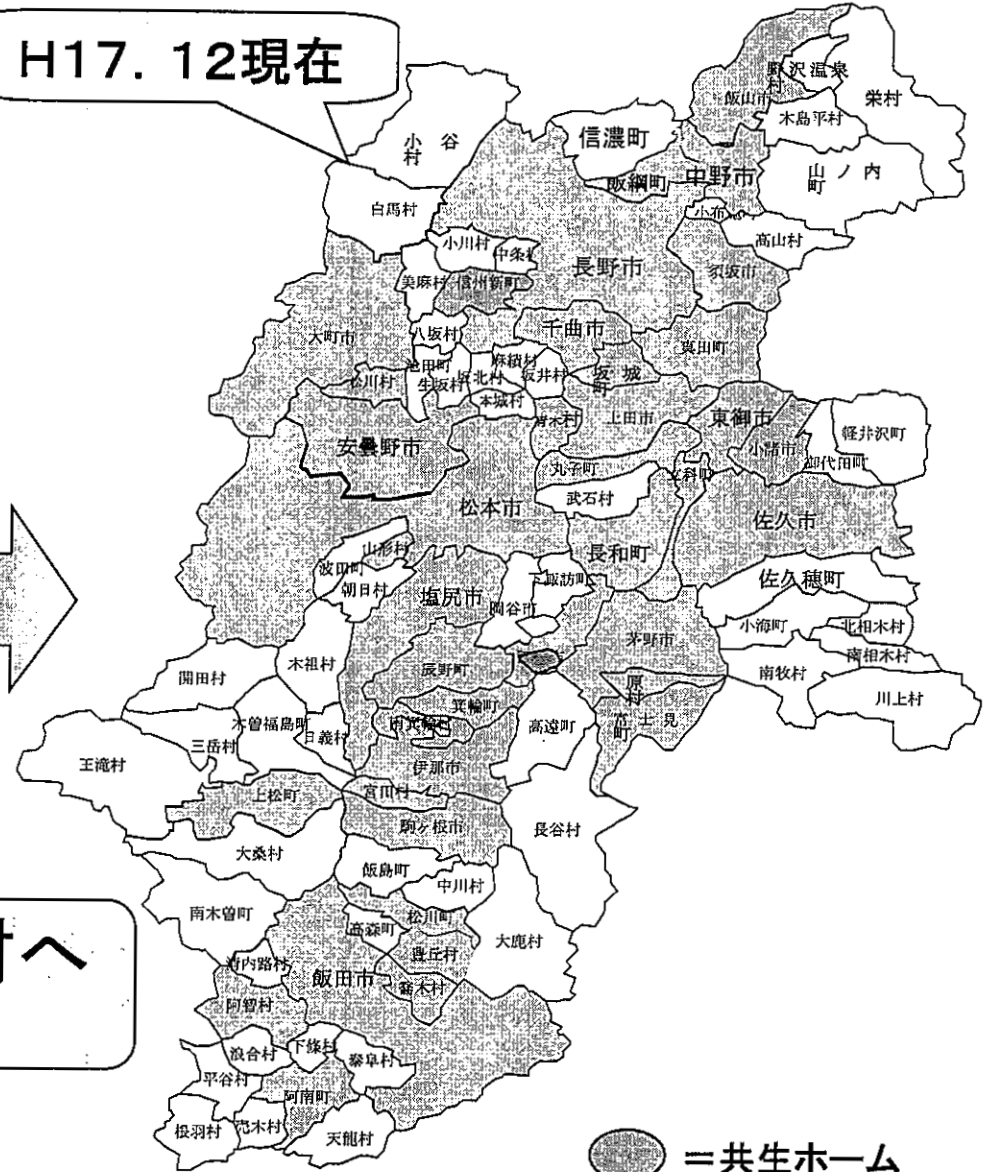
区 分	16年度	17年度	18年度 (予定)	備 考
西 駒 郷	71	56	50	他の施設の状 況については H18年3月に 調査
他 施 設	67	71	50	
計	138	127	100	

西駒郷の地域生活への移行が市町村に波及した

H14. 4現在



H17. 12現在



20→40市町村へ
(合併後)